

下関北九州道路の都市計画手続きについて（報告）

1 概要

下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路である。

これまで、国及び関係自治体が連携して調査を進めてきた本道路のルート素案が完成したため、令和6年5月10日に、都市計画決定権者（山口県・北九州市）がルート素案の送付を受けた。

については、ルート素案の概要と、都市計画手続きについて報告するもの。

2 これまでの取組み

（1）ルート帯の検討（平成29～令和2年度）

①地域による調査検討（平成29～30年度）

○地域が主体となり、概略ルート・構造形式・整備手法について調査検討を実施。

②国による調査検討（令和元年度）

○国が直轄調査を開始。

③計画段階評価（令和2年度）

○国が計画段階評価・計画段階環境配慮書を策定。

→海峡部を橋梁形式としたルート帯を決定(令和3年3月)

（2）ルート素案の検討（令和3年度～現在）

○都市計画決定及び環境影響評価に向けた調査及び設計を実施。

→ルート素案が完成（令和6年5月10日）、都市計画決定権者に送付

（3）都市計画手続き

○沿線の地権者等を対象とした地元説明会

福岡県側：令和6年6月1日、3日 J：COM北九州芸術劇場小劇場

山口県側：令和6年5月30日、6月2日 彦島公民館

令和6年5月31日 勝山公民館

3 ルート素案の概要

4 今後の予定

○令和6年7月19日～8月20日(予定) 都市計画の原案の縦覧

○令和6年8月20日(予定) 公聴会

※都市計画決定までの期間は、手続きが円滑に進んだ場合、概ね2年と想定。

○ 北九州広域都市計画道路の変更（北九州市決定・大臣同意）

都市計画道路中 1・4・44 - 10 号 下関北九州道路を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・4・44-10	下関北九州道路	北九州市小倉北区西港町地先(の水面を含む)	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町	約 4,100m	嵩上げ式	4 車線	19.5m		北九州市小倉北区西港町で都市高速道路 2 号線に接続
	構造形式の内訳										
			なお、北九州市小倉北区西港町地内にジャンクションを設ける。								都市高速道路 2 号線に接続
			北九州市小倉北区西港町地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。								起点方向入口 終点方向出口

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由
別添理由書のとおり

○北九州広域都市計画道路の変更（北九州市決定）

都市計画道路中 3・1・44 - 2 号 小倉港線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・1・44-2	小倉港線	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町地先	北九州市小倉北区西港町	約 2,460m	地表式	4 車線	42.0m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

都市計画原案の理由書（北九州市決定）

北九州広域都市計画道路を変更する理由

- 1・4・44-10号 下関北九州道路
- 3・1・44-2号 小倉港線

本州と九州を繋ぐ関門橋及び関門国道トンネルでは、自然災害や事故、補修工事等による通行止めが発生しており、著しい交通渋滞が市民生活や企業活動へ大きな影響を及ぼしています。

さらに、下関市及び北九州市間の移動は大きな迂回が必要であるとともに、両市の中心部や両市を接続する国道3号、関門国道トンネル等では、交通混雑が発生しています。

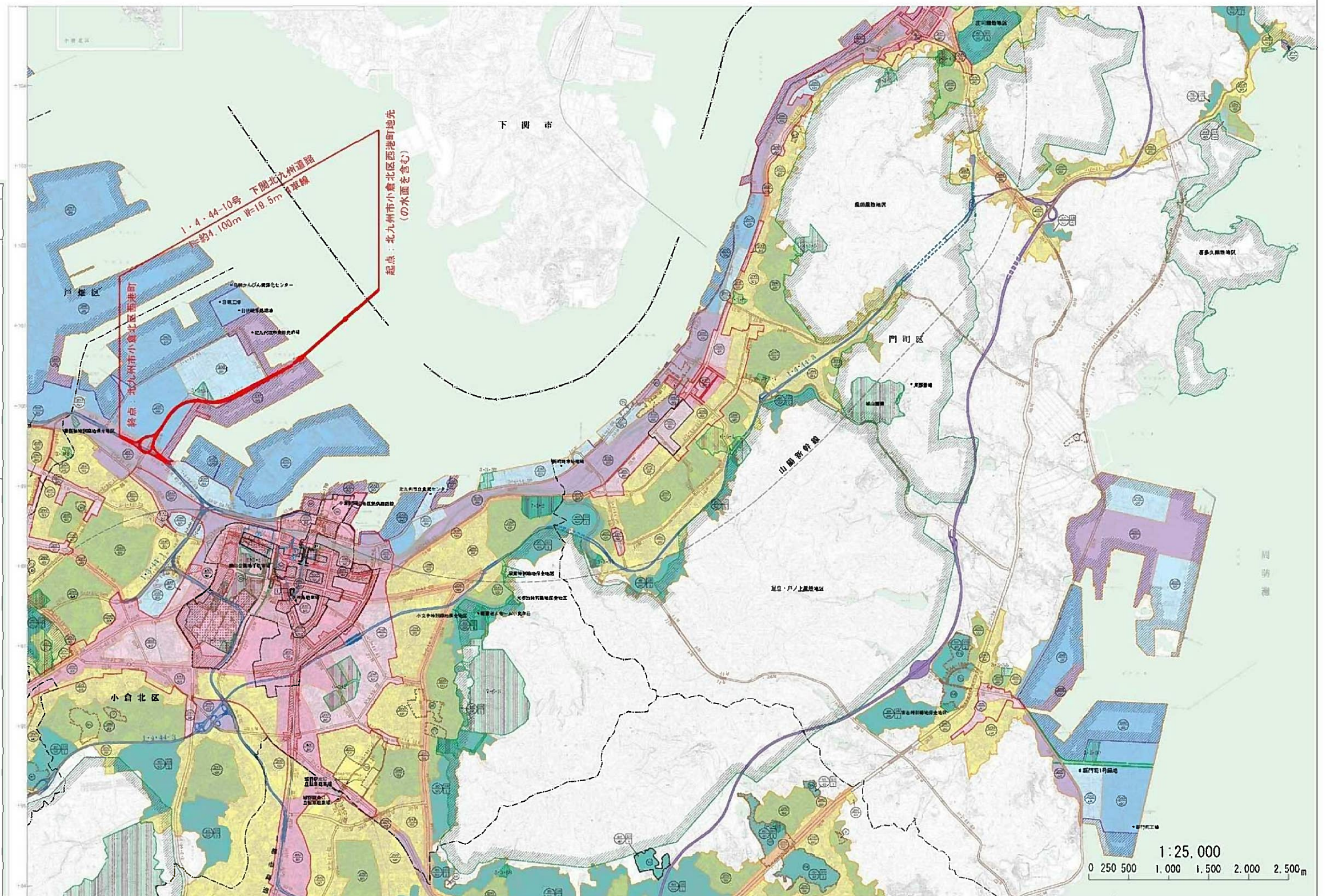
そのため、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与し、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路としての機能・役割を担う1・4・44-10号 下関北九州道路を都市計画決定するものです。

また、小倉港線は、下関北九州道路と接続するとともに高架下の幹線街路になることから、下関北九州道路の計画と併せて、区域、車線数、幅員の変更を行うものです。



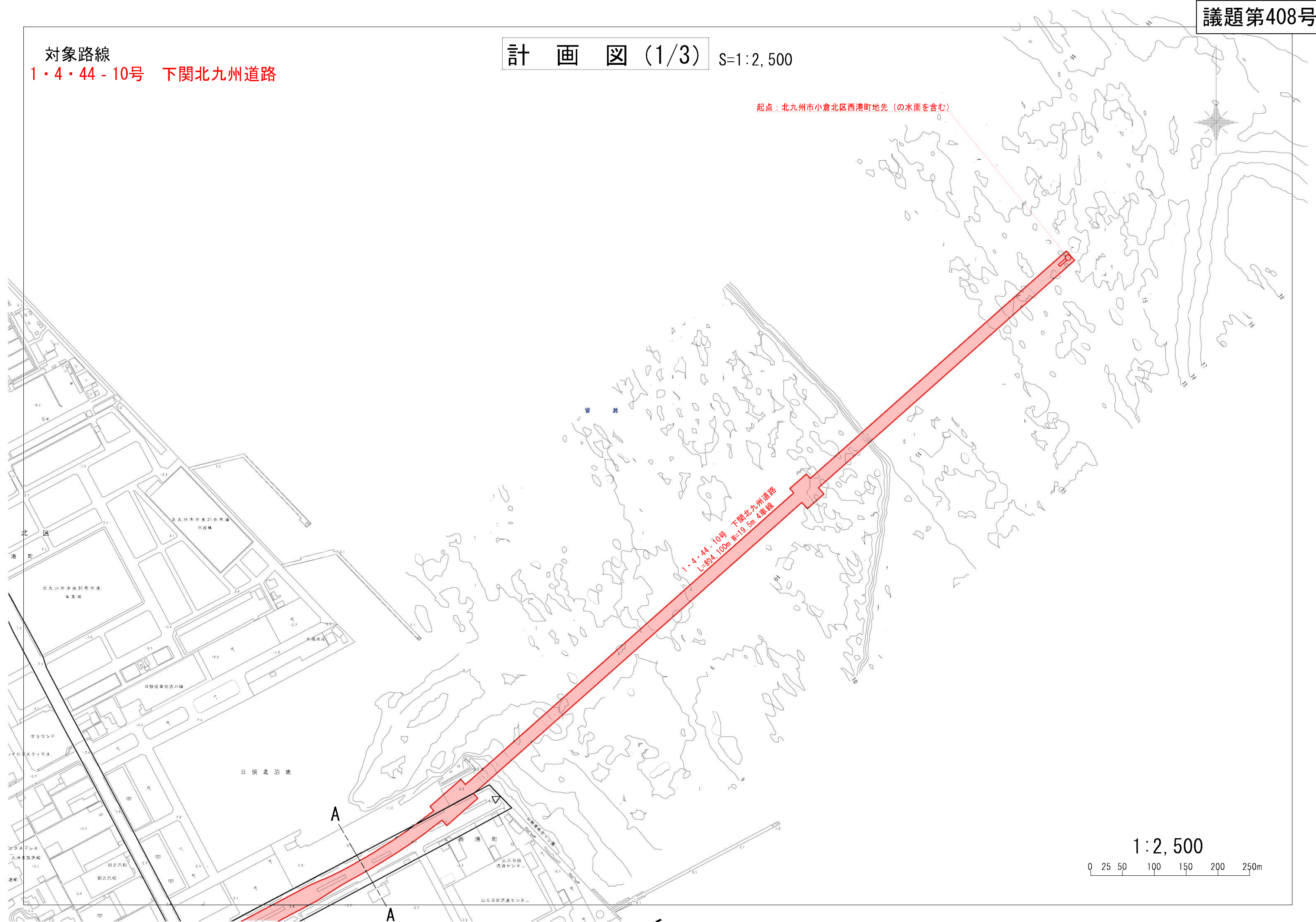
北九州広域都市計画道路 1・4・44-10号 下関北九州道路の追加(北九州市決定・大臣同意)
総括図 S=1/25,000

凡 例		摘 要
都市計画区域		
市街化区域		
第一種低層住居専用地域		高さ制限10M以下 軌道からの側方後退1M以上
第二種低層住居専用地域		1 高さ制限10M以下 2 高さ制限10M以上 軌道からの側方後退1M以上
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
工業専用地域		
上下段の高低差		率(%) 高さ(M) 高さ(M)
地区計画区域		
特別用途地区		
都市再生特別地区		
高度地区		
高度利用地区		
防火地域		
防火地域(集団)		
準防火地域		
風致地区		
駐車場整備地区		
臨港地区		
特別緑地保全地区		
都市計画公園		
緑地・公園・その他公共空地		
都市計画道路		
都市高速鉄道		
自動車専用道路		
九州自動車道		
市界		



対象路線
1・4・44 - 10号 下関北九州道路

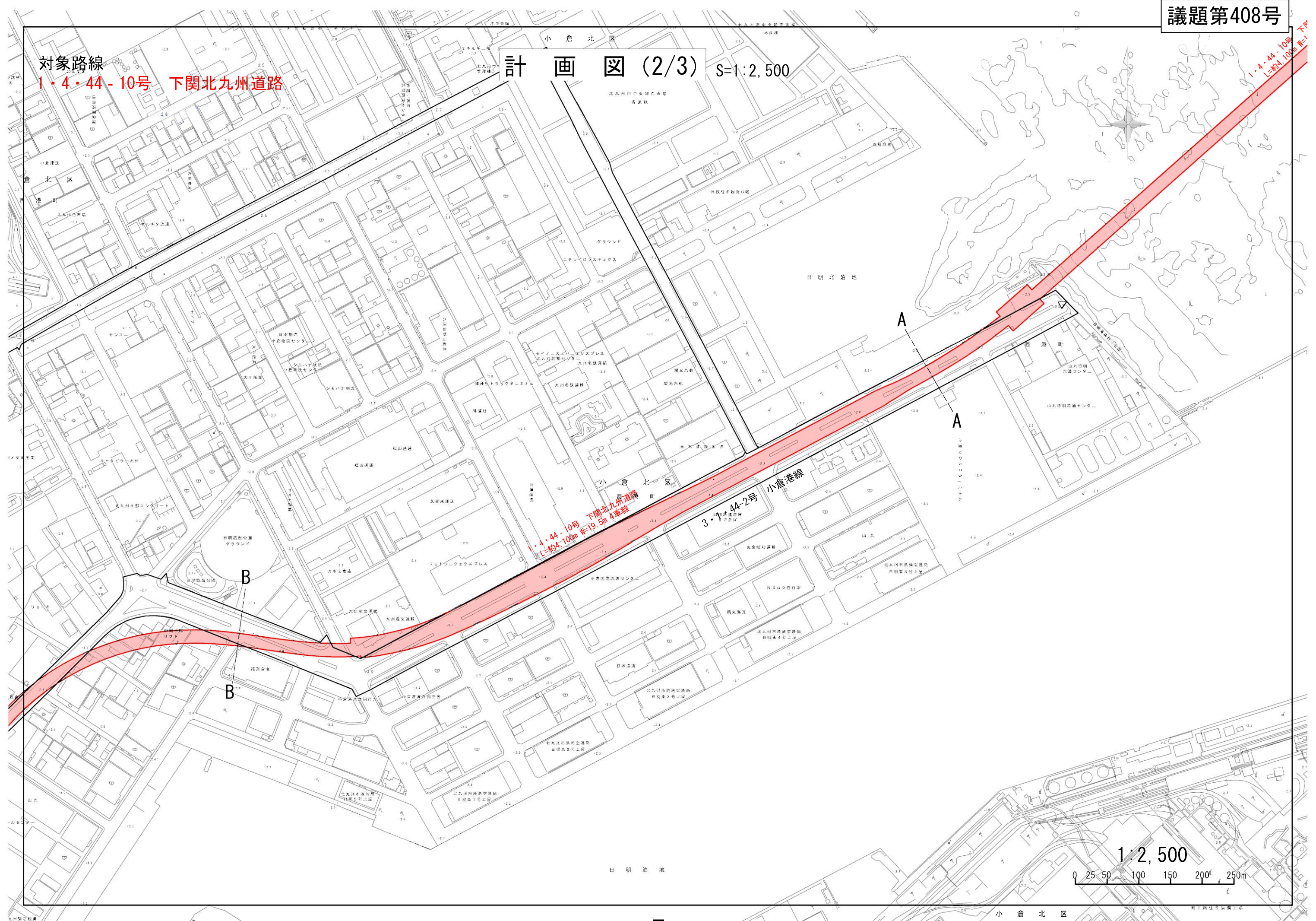
計 画 図 (1/3) S=1:2,500



対象路線
1・4・44-10号 下関北九州道路

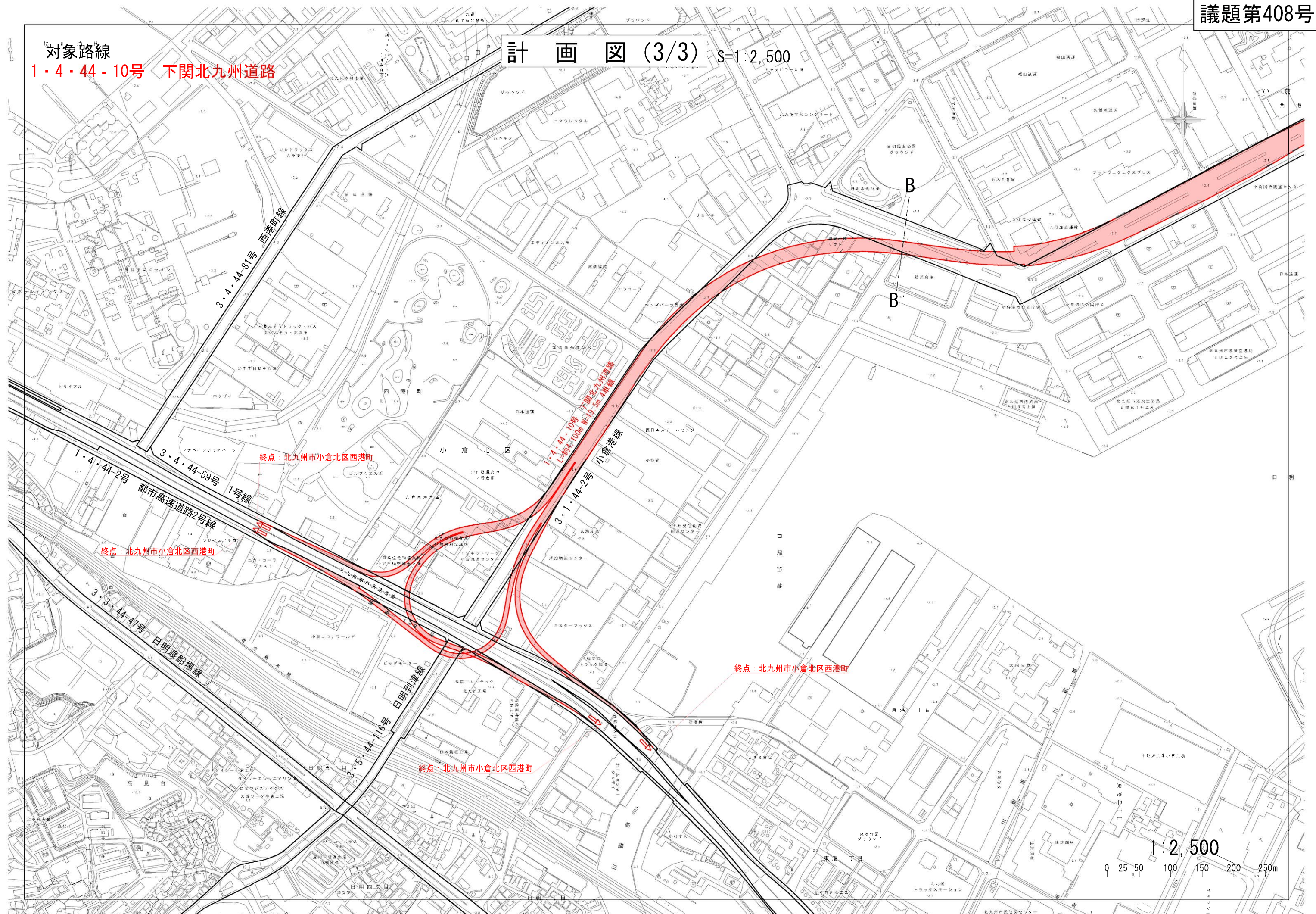
計 画 図 (2/3) S=1:2, 500

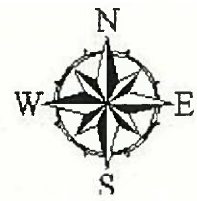
4. 44 - 10号 下開
L=約4.100m W=1.1



1:2, 500

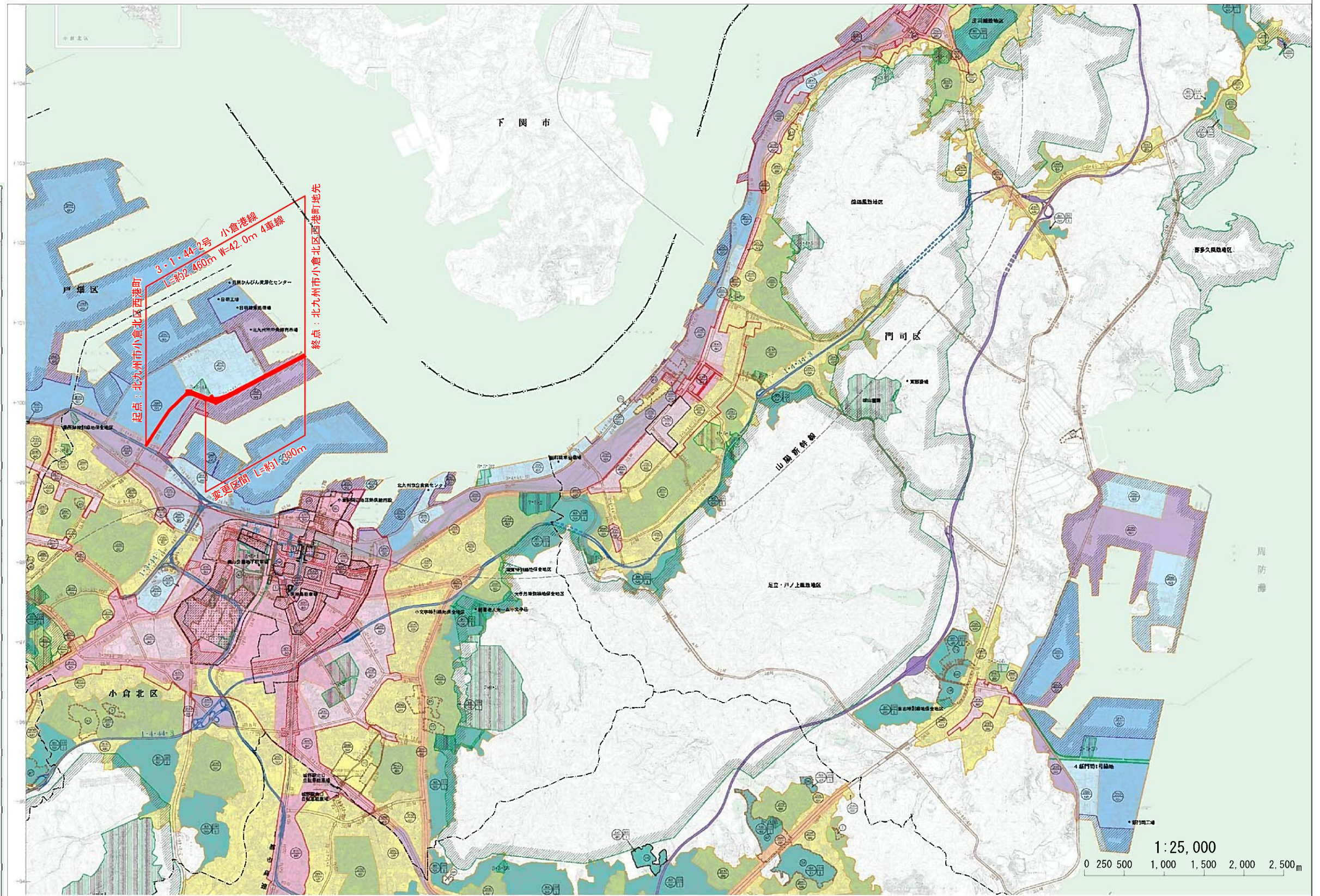
0 25 50 100 150 200 250m





北九州広域都市計画道路 3・1・44-2号 小倉港線の変更(北九州市決定)
総括図 S=1/25,000

凡 例		摘 要
—	都市計画区域	
—	市街化区域	
	第一種低層住居専用地域	高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上
	第二種低層住居専用地域	1 高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上
	第一種中高層住居専用地域	2 高さ限度10M以下
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	地区計画区域	
	11m高度地区 12m高度地区	
	防火地域及び準防火地域を除く市域の全ては、建築基準法第22条の指定区域	
	速べい10%、高さ限度15M、外壁後退1~2M	
	(1ha未満を除く)	



対象路線
3・1・44-2号 小倉港線

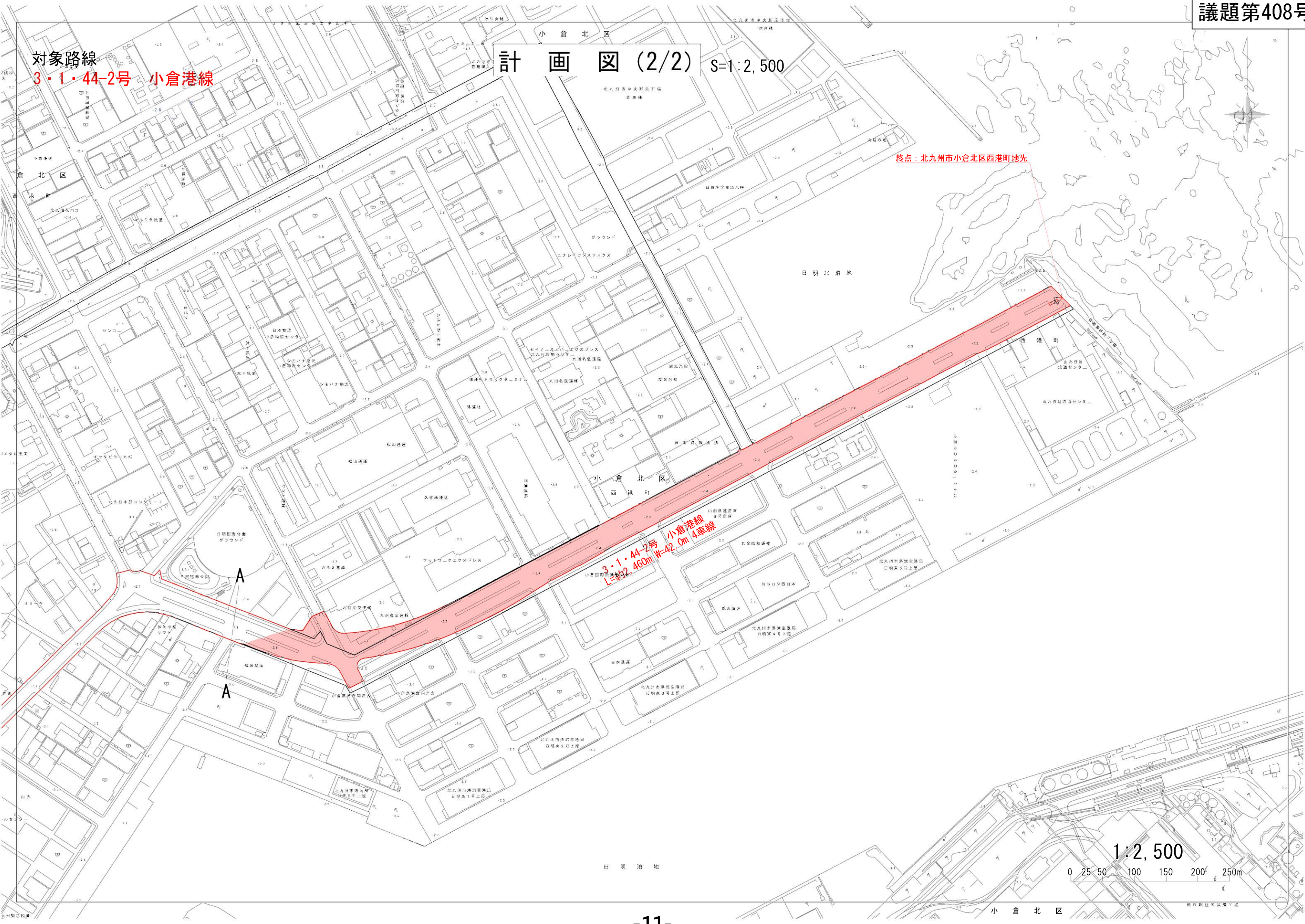
計 画 図 (1/2) S=1:2,500

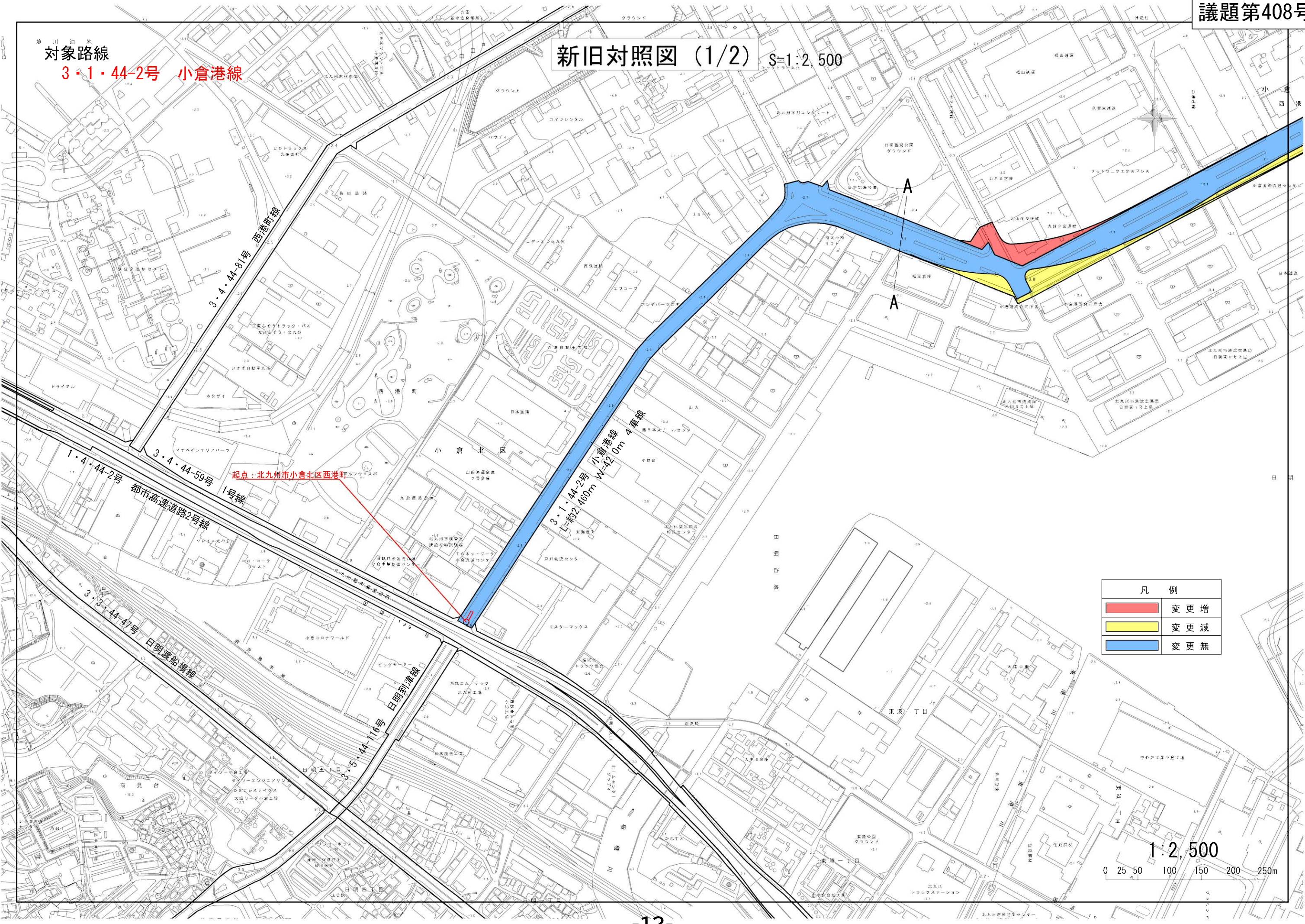
3・1・44-2号 小倉港線
L=約2,400m W=42.0m 4車線

起点・北九州市小倉北区西港町

1:2,500

0 25 50 100 150 200 250m





新旧対照図 (1/2) S=1:2,500

対象路線
3・1・44-2号 小倉港線

凡 例	
	変更増
	変更減
	変更無

1:2,500
0 25 50 100 150 200 250m

